

事務所だより

冬季の転倒災害防止対策

第195号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

夏の猛暑が例年より厳しい年の中は寒さが厳しくなること。今回は冬季の転倒災害防止対策について考えてきましょう。

冬の労働災害多発

冬季は、路面凍結による転倒、自動車のスリップや視界不良による交通事故、暖房器具等による一酸化炭素中毒など、特有の労働災害（冬季型災害）が発生します。特に転倒災害が多発するため、冬は労働災害が最も多く発生する季節といわれています。

職場で取り組む

転倒災害対策

まずは職場巡回等を行い、事業所内の危険箇所を把握・特定しましょう。凍結が起こりやすいのは、日中に日差しが差し込む駆車場、屋外通路、建物出入口です。この

ような箇所には、表示などを行って危険を「見える化」するとともに、たとえば水分を拭き取るためのマットを設置するなど、対策を講じよう。

特に危険なのは、「雪が積もって踏み固められた箇所」や「日中に溶けた雪や雨水が夜間に再凍結した箇所」です。夜に冷え込んだ翌日の早朝は、要注意です。

把握しておいた危険箇所について、除雪や凍結防止対策（融雪剤や砂の散布等）を行なうことで、転倒のリスクを減らすことが可能となります。

また、必要な用具は早めに確保して、使用方法を事前に確認しておきましょう。

冬の転倒災害は、従業員一人一人の安全意識も大切です。通勤時には滑りにくい靴を履く

時間に余裕を持った行動を心がけて、小さな歩幅でゆっくりと歩く、転倒時の怪我を軽減するために両手をあけておくなど、常に意識しておくれ。

これが大切です。事業所全体の安全に対する意識を向上させることにより、冬の労災事故の防止に努めましょう。

自主点検シート

チェック項目（冬季用）

1	身の回りの整理・整頓を行っていますか通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に適したもの選び、定期的に点検していますか（耐滑性のある靴は、雪や氷、粉による滑りには適用していません）	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
10	天気予報に気を配っていますか	<input type="checkbox"/>
11	時間に余裕をもって歩行、作業を行っていますか	<input type="checkbox"/>
12	駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか	<input type="checkbox"/>
13	職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

被害者が相談窓口を利用す
信頼できる相談窓口

法律上のコンプライアンス要件を満たします。しかし重要なことは、「窓口が存在すること」に加えて「実際に紛争を解決すること」です。

相談窓口があつても…

ハラスメント
相談窓口

令和5年12月から令和6年1月にかけて厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」（【表】参照）によると、パワハラ相談窓口を「設置・周知している」という企業は全体の8割以上に達しています。一方で、実際にパワハラを経験した労働者のうち、社内の相談窓口に相談した労働者は5%未満、セクハラを経験した労働者では3%未満という実態が明らかになっています。さらに驚くべきことに、パワハラ、セクハラを受けていることを認めた後の企業の対応が、パワハラでは「何もしなかった」が3割弱となっています。

窓口を設置することは、法

【表】「職場のハラスメントに関する実態調査」調査実施概要

企業調査	調査手法：郵送調査（回答についてはWebでも受付） 調査実施期間：2023年12月1日～12月29日 調査対象：全国の従業員30人以上の企業・団体 有効回答数/発送件数：7,780件/25,000件（有効回答率31.1%）
労働者等調査	調査手法：インターネット調査（調査会社の調査協力者パネルを使用） 調査実施期間：2024年1月11日～1月29日 調査対象：全国の企業・団体に勤務する20～64歳の男女労働者及び2020～2022年度卒業で就職活動（転職を除く）又はインターンシップを経験した男女（いずれも経営者（自営業を含む）、役員、公務員を除く） サンプル数：一般サンプル調査：8,000名、特別サンプル調査：①女性の妊娠・出産・育児休業等ハラスメント1,000名、②男性の育児休業等ハラスメント500名、③就活セクハラ1,000名



年末年始休暇が9連休以上の方に、年末年始の過ごし方を尋ねたところ、約8割が「自宅でゆっくり過ごす」との回答とのこと。物価高騰が年末年始の過ごし方にも大きく影響したようです。（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail : fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

るかどうかを決める際、最も重視するのは「相談しやすさ」ではなく、「相談した後に本当に解決するのか」「訴えが自分が相談する場合、信頼できない相談窓口を利用しようと思いますか？」
相談窓口を単に制度上設置するだけではなく、実際に被害者の声を受け止め、問題を解決し、職場を改善するため機能させることが求められています。「信頼できる相談窓口」について、今一度考えてみましょう。

Q わが社の従業員は、通勤や配達業務で自転車を使用しています。今年4月から自転車の交通違反に「交通違反制度（「青切符」制度）」が導入されると聞いています。従業員に周知したいので、詳しく知りたいです。

自転車の交通違反制度

A 「自転車は車両（軽車両）」ということを改めて認識することが大切です。交通ルールを遵守し、相手を傷つけない、自分も傷つかない、思いやりを持った安全な運転を心がけることで、自転車による交通事故を発生させない・交通事故に遭わない状況が望ましいのですが、残念ながら自転車の危険行為が後を絶ちません。

現在、自転車の交通違反で検挙されると、違反者に対して多くの場合、赤切符交付により刑事手続による処理が行われます。今回の青切符の導入では、16歳以上の者の反則行為については、青切符交付により、反則金納付で終了します。ただし、一部の重大な違反は現在と変わりありません。

青切符の対象となる反則行為は113種類あります。会社としての安全管理が求められることから、警察庁や京都府が発行しているリーフレットを活用して、改めて従業員に注意喚起してください。

票）の提出
〔税務署〕
○給与支払報告書の提出（1月1日現在のもの）
〔市区町村〕
本年最初の給料の支払を受け
る日の前日まで
○給与所得者の扶養控除等申
告書の提出「給与の支払者」
○本年分所得税源泉徴収簿の
書き換え「給与の支払者」
〔市區町村〕

編集後記